

高原町国土強靱化地域計画

高原町

令和7年3月改定

序 章 国土強靱化の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
第1章 高原町の地域特性	2
1 本町の位置と地勢等	2
2 人口動態等	2
3 過去の災害と想定される災害	5
第2章 高原町の地域強靱化に向けた基本目標等	7
1 地域強靱化の基本目標等	7
2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	7
3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針	9
第3章 脆弱性評価	11
1 想定されるリスク	11
2 脆弱性評価	11
（1） リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要	11
（2） 施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要	21
第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針	26
第5章 町計画の推進と不断の見直し	33
1 町の他の計画等の必要な見直し	33
2 町計画の進捗管理	33
3 町計画の不断の見直し	33

序 章 国土強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ高原町では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「高原町国土強靱化地域計画」（以下「町計画」という。）を策定しました。

町計画は、国の基本計画や宮崎県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、本町の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った高原町を目指すための各計画の指針として策定しました。

2 計画の位置づけ

町計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し、高原町総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。

第1章 高原町の地域特性

1 本町の位置と地勢等

(1) 本町の位置・地勢



高原町は、宮崎県の西南部、霧島錦江湾国立公園内にあ
る霧島山を境に鹿児島県と接する静かな山あい位置して
おり、面積は85.39㎢。およそ50%を山林原野が占めてい
ます。役場を中心に東西18km、南北10kmに広がり、町の西
側には、昭和9年に国内初の国立公園に指定された霧島火
山群がそびえ立っています。また、霧島山系からの豊富な
水が大小河川として町内を流れています。



主要な交通網としては国道221号線、223号線
のほか、県道5本が通っています。また、九州縦貫自
動車道えびの・宮崎間のインターチェンジが町内に設
置されていることから、宮崎県内はもとより九州各地
との移動の利便性がよく、交通網の整備が進んでいま
す。

このほか、JR吉都線があり、都城市と鹿児島県・
湧水町を結んでいます。

(2) 気候の特性

気候は温暖地域に属し、年間平均気温は16.9℃、年間降水量は2,547mm
となっています。

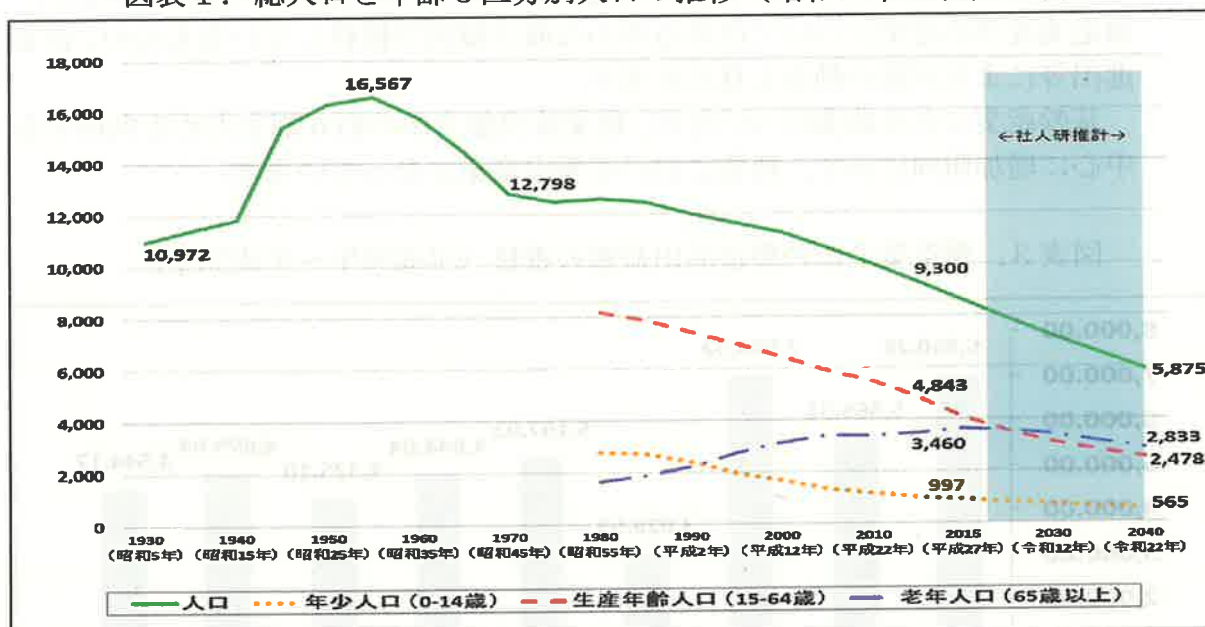
2 人口動態等

(1) 人口の推移

高原町の総人口数は、第一次ベビーブーム期より急激に増加し、1955年（昭
和30年）に16,583人となりピークを迎えます。その後一転して人口減少が続
き、1970年頃まで急激な人口減少が続いています。1980年から1985年頃にかけては、
ほぼ横ばいで推移し、それ以降は減少し続け2020年（令和2年）には9,300人
と人口減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計
によると、2040年時点で5,876人まで減少することが見込まれています。

図表 1. 総人口と年齢 3 区分別人口の推移（昭和 5 年～令和 22 年）



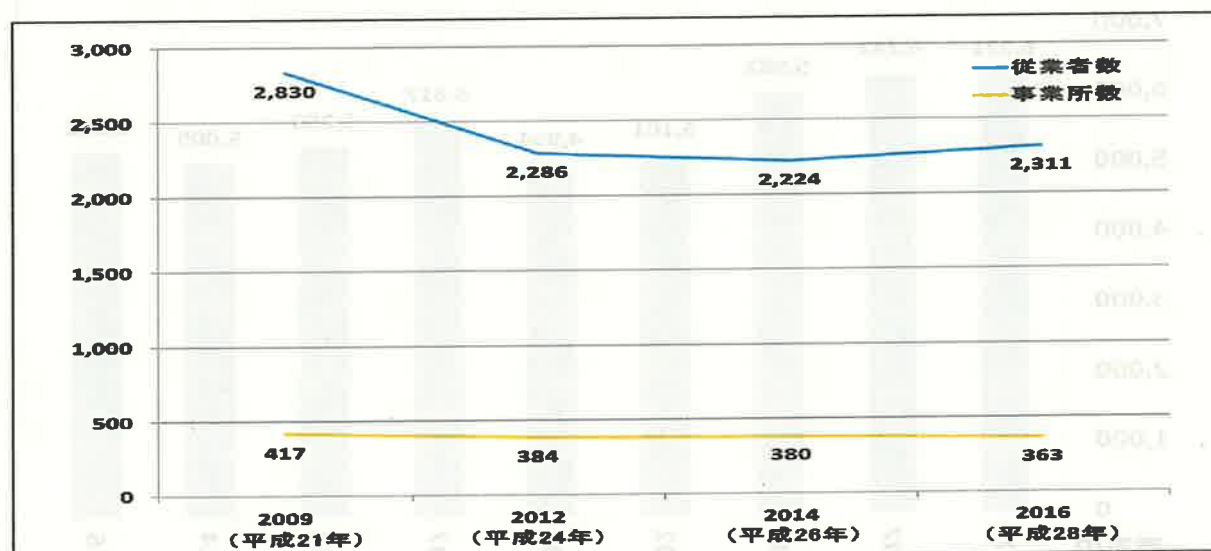
（出所）国勢調査（1930～2015年）、社人研将来人口推計（2020～2040年）

第2期神武の里たかはる 人口ビジョン・総合戦略

（2）産業構造

高原町の事業所数は、緩やかな減少傾向が続いています。一方、従業者数は、平成26年までは減少傾向にありましたが、近年、やや持ち直しの動きが見られます。

図表 2. 高原町従業者数・事業所数推移（平成21年～平成28年）

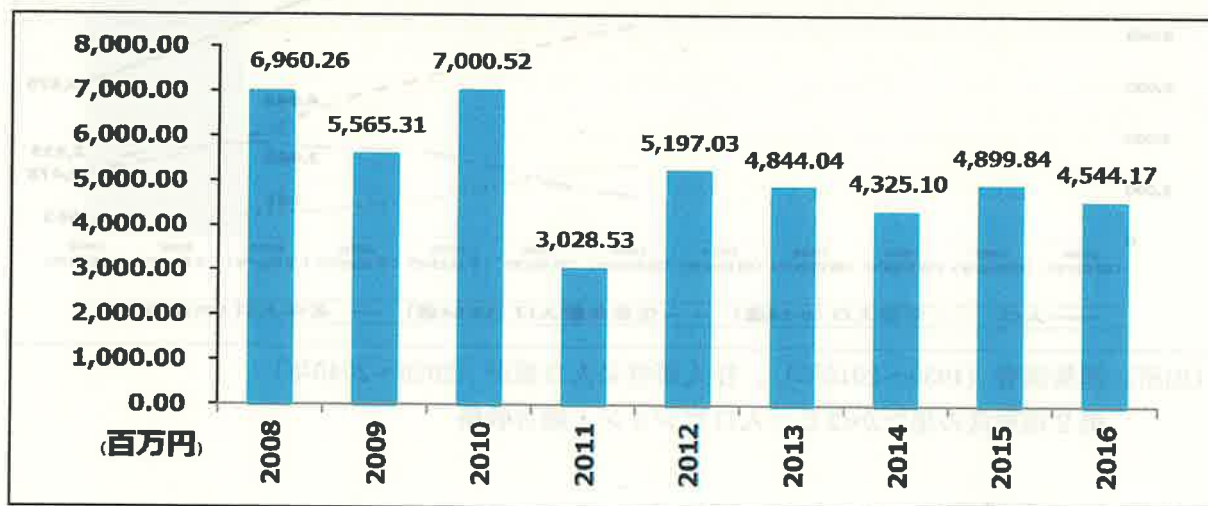


（出所）事業所・企業統計調査、経済センサス活動調査、第2期神武の里たかはる 人口ビジョン・総合戦略

事業所を製造業、小売業、農業と業態別に出荷額・販売額等の推移をみると、製造業及び小売業についてはゆるやかな減少傾向で推移しているものの、企業進出等により回復の動きも見られます。

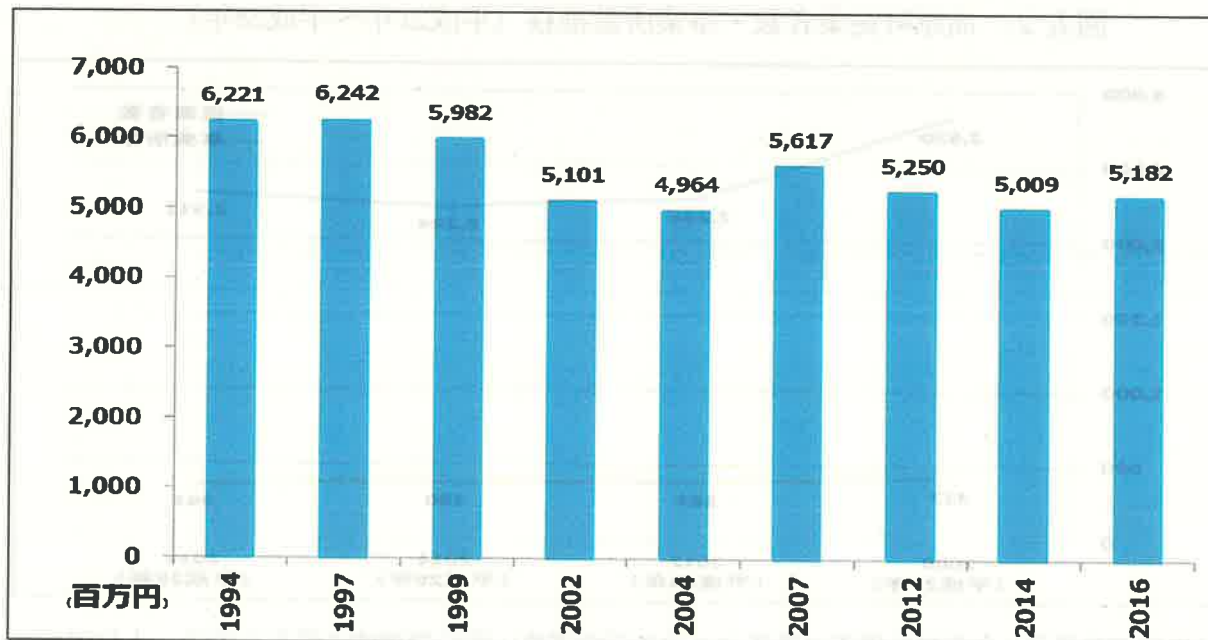
基幹産業である農業については、農業算出額全体の約6割を占める肉用牛を中心に増加傾向にあり、農業における牽引産業となっています。

図表 3. 製造業全体の製造品出荷額の推移（平成20年～平成28年）



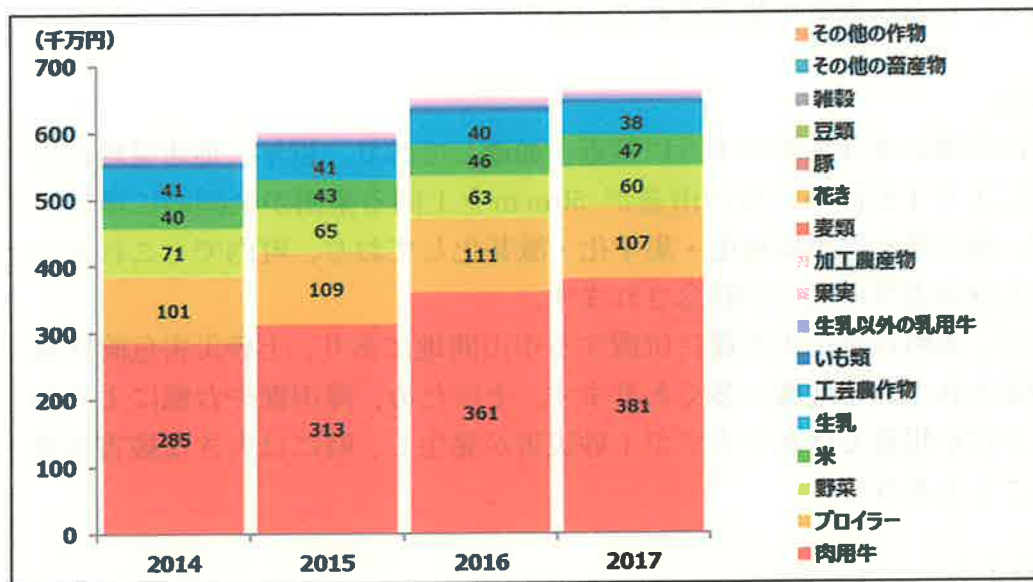
(出所) 工業統計調査、経済センサス一括調査、第2期神武の里たかはる 人口ビジョン・総合戦略

図表 4. 小売業全体の年間商品販売額の推移（平成6年～平成28）



(出所) 商業統計調査、経済センサス一括調査、第2期神武の里たかはる 人口ビジョン・総合戦略

図表 5. 農業産出額の推移（平成26年～平成29年）



（出所）市町村別農業産出額、第2期神武の里たかはる 人口ビジョン・総合戦略

3 過去の災害と想定される災害

（1）本町の過去の災害

本町がこれまでに受けた災害には、台風、大雨、火山噴火等があります。

平成5年には降り続く大雨により、町内いたるところで多くの土砂崩れが発生し、橋梁も数か所流失するなど町内インフラにも大きな被害をもたらしました。

平成23年には霧島山新燃岳が約300年ぶりにマグマ噴火し、人的被害はなかったものの、一部地域には避難勧告が発令され、最大時には約600の方が避難生活を余儀なくされました。また、降灰による農作物等への被害も甚大なものでした。

（2）本町に被害を及ぼすと想定される災害

①地震

本町はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことによって発生する地震が過去十数年から数十年間隔で発生するという、地震活動が活発な地域に含まれています。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%の確率で発生するとされており、本町に大きな被害を及ぼす可能性があります。

さらに駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最

大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されています。

②風水害

本町は台風がほぼ毎年のように接近、通過しており、近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、町内でもこれまでにない土砂災害等の発生が懸念されます。

加えて、本町は霧島山の麓に位置する中山間地にあり、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多くあります。そのため、降雨期や台風により毎年のように小規模ではありますが土砂災害が発生し、時には大きな被害が発生することもあります。

③大規模火災

本町には大火の記録は残されていませんが、宮崎県では大規模火災の記録が多く残されています。近年、県内での大規模火災は少なくなっていますが、平成28年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は、対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、本町においても大規模火災の発生が十分考えられます。

また、本町は総面積の約50%が山林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなります。

第2章 高原町の地域強靱化に向けた基本目標等

1 地域強靱化の基本目標等

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」を定めることとします。

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最少限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

起きてはならない最悪の事態に関しては、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおりとしました。

また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定しました。

- ①行政機能・消防・防災教育 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉
- ④物資・エネルギー・情報通信 ⑤産業 ⑥交通・物流 ⑦農林水産
- ⑧国土保全 ⑨環境

起きてはならない最悪の事態			
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による金融機関・事業所の機能停止、各種産業の生産力低下による経済の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・燃料・ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道・農工業用水等の長期間にわたる機能停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	農地、農業用施設、設備、森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧・復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞することにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開、家屋被害調査の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進します。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ③ 地域間の連携を強化し、相互応援体制の構築を推進する。
- ④ 本町の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ② 国、県、町、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- ③ 非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ③ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に配慮する。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 脆弱性評価

1 想定されるリスク

町民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、西日本に甚大な被害をもたらすとされている、南海トラフ巨大地震等の発生が危惧されていること等を踏まえ、町計画においては大規模自然災害を想定することとしました。

2 脆弱性評価

21 個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用しました。

(1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

1-1	地震による建物等の倒壊による死傷者の発生
	【脆弱性の評価】 ○住宅（町営住宅を含む）の耐震化を周知・啓発して進めることが必要 ○公共施設等（町営住宅を含む）における耐震化及び改修又は建て直しを進めることが必要 ○家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要 ○町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要 ○地域や学校等で避難訓練（地震）を実施することが必要
	【現在の水準を示す指標】 住宅の耐震化率：77%（H26）高原町建築物耐震改修促進計画 防災拠点となる公共施設の耐震化：48 か所中 17 か所済（R 1） 消防団員数：161 人（R 5） 自主防災組織カバー率：100%（R 1） 防災士数：39 人（R 5） 防災出前講座実施回数：20 回（R 5） 救命講習受講者数：160 人（R 5） 避難訓練実施回数：1 回（R 5）

1-2	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	【脆弱性の評価】 ○迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要 ○地域や学校等で避難訓練を実施することが必要【再掲】 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要【再掲】 ○避難行動要支援者名簿の整備、更新及び個別避難計画の策定を進めることが必要 ○行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段の整備及びそれらを用いた情報の確実かつ迅速な伝達が必要 ○土砂災害ハザードマップの改定及び周知が必要 ○霧島山に近い住民や観光客の安全を確保するための火山防災マップや避難計画の策定、随時見直しが必要 ○霧島山の火山活動の変化に注視し、噴火の危険性がある場合は速やかに住民等に知らせる体制づくりが必要 ○火山噴火の噴出物の落下が予想される地区においては、退避壕等を整備、点検することが必要
	【現在の水準を示す指標】 - 避難訓練実施回数：1回（R 5）【再掲】 - 自主防災組織カバー率：100%（R 1）【再掲】 - 防災士数：39人（R 5）【再掲】 - 避難行動要支援者の個別計画の策定：無（R 5） - 土砂災害ハザードマップの策定：済（R 4） - 火山に係る避難計画の策定：避難施設緊急整備計画（H23）改定（H28） - 土砂災害避難所数：133か所（R 4） - 火山防災マップの改定：済（H31）
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	【脆弱性の評価】 ○備蓄倉庫を整備し、計画的な備蓄を進めその適切な保管をすることが必要 ○家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要 ○大規模災害に備え、国、県と連携した人や物資の受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要 ○上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要 ○災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給

確保のための協定締結を進めることが必要	
○町内道路が被災し通行できない場合の輸送経路を確保することが必要	
【現在の水準を示す指標】	
備蓄指針の策定：無（R 5）	
町の備蓄倉庫設置箇所数：5 か所（R 1）	
受援計画の策定：無（R 5）	
上水道の耐震適合率：浄水地 100% 配水池 26.4% 管路 17.2%（R 5）	
物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数：6 件（H22、25、R 3、4、5）	

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
【脆弱性の評価】	
○家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要【再掲】	
○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要【再掲】	
○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要	
○空からのアクセスのためのヘリコプターの臨時離着陸場を維持管理することが必要	
○大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要	
○家庭や事業所において非常用電源設備や蓄電池等の導入及び燃料の確保が必要	
○災害時の避難路を確保するため、町道や県道の整備が必要	
○県と連携して避難路や生活道路（住宅から避難路までの道路）である県道・町道の日常的な点検を実施し、異常を発見したら早急に改修を進めることが必要	
【現在の水準を示す指標】	
自主防災組織カバー率：100%（R 1）【再掲】	
防災士数：39 人（R 5）【再掲】	
ヘリコプターの臨時離着陸場の指定数：8 か所（R 4）【再掲】	
道路啓開に関する協定の締結：0 件（R 5）	
国道の改修率 100%	
県道の改良率（車道幅員 5.5m以上）68.6%（H31）道路施設現況調書	

2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 【脆弱性の評価】 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要【再掲】 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要【再掲】 ○他市町村の消防団と連携協力を図ることが必要 【現在の水準を示す指標】 - 自主防災組織カバー率：100%（R 1）【再掲】 - 防災士数：39 人（R 5）【再掲】 - 消防団員数：161 人（R 5）【再掲】
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 【脆弱性の評価】 ○大規模災害が発生しても業務が継続できる、国民健康保険高原病院のBCP（業務継続計画）について、適宜、確認や見直しを行うことが必要 ○国民健康保険高原病院における非常用電源設備の保守点検継続が必要 ○DMAT（災害派遣医療チーム）の受け入れ態勢の整備が必要 【現在の水準を示す指標】 - 国民健康保険高原病院の耐震化：有（R 1） - 国民健康保険高原病院の非常用電源：整備済（24 時間） - 国民健康保険高原病院における病院BCPの策定：未策定（R 5）
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生 【脆弱性の評価】 ○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要 ○災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要 ○衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要 ○避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要 ○避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要 ○農業集落排水の適正な維持管理や耐震化を進めることが必要

【現在の水準を示す指標】

予防接種法に基づく麻疹・風しんの予防接種率：97.3%（R 5）

「避難所運営マニュアル」の策定：有（R 1）

農業集落排水施設の機能診断実施率：100%（H24）

2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性の評価】

○避難所となっている施設の耐震診断や防災機能の強化を図ることが必要

○災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要

○災害発生時に学校や職場等からの帰宅困難者を一時的に受け入れることができるよう、一時滞在施設を確保することが必要

○備蓄倉庫の整備及び計画的な備蓄を進め備蓄品の適切な管理をすることが必要

【再掲】

○仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要

○避難所施設の維持管理等を図ることが必要

○大規模災害時の広域的な相互応援協定に基づく広域的な避難の連携が必要

【現在の水準を示す指標】

福祉避難所の指定数：10 か所（R 4）

一時滞在施設指定数：4 か所（R 4）

避難所の指定数：18 か所（R 4）

備蓄倉庫数：5 か所（R 1）

3-1

町の職員・公共施設の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

○防災拠点となる庁舎の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要

○大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要

○策定したBCPの不断の見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要

○職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要

○使用可能時間が 72 時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要

○ファイルサーバーのバックアップを確保することが必要

○大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要

○防災拠点となる庁舎のキャビネット転倒防止対策やガラスの落下・飛散防止対

策を進めることが必要 ○大規模災害時には県の災害対策本部とも連携が必要不可欠であるため、県との迅速な情報共有が必要	
【現在の水準を示す指標】 防災拠点となる公共施設の耐震化：48 か所中 17 か所済（R 1）【再掲】 災害対策本部設置・運営訓練：年 1 回（R 1） B C Pに基づく訓練の実施：無（R 5） 使用可能時間が 72 時間以上の非常用電源設備の導入：一部整備（R 2） 業務システムのクラウド化（住民システム）：済（H22） ファイルサーバーのバックアップ：未整備（R 5） 受援計画の策定：無（R 5）【再掲】	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 （必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。） 【脆弱性の評価】 ○防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要 ○電力・通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害時の連絡体制、応急復旧対策等について日ごろから連携することが必要 ○防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段の整備及びそれらを用いた情報の確実かつ迅速な伝達が必要【再掲】 ○自治会、自主防災組織と連携し災害情報について情報提供を行うことが必要 ○県及び町の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要 ○防災拠点等に災害時に活用できる Wi-Fi 環境を整備し、緊急時の連絡・情報収集を行える体制づくりを構築することが必要 【現在の水準を示す指標】 防災行政無線の非常用電源設備の設置：無（R 5） 町メールサービス登録者数：847 人（R 5） 自主防災組織カバー率：100%（R 1）【再掲】 防災士数：39 人（R 5）【再掲】 公衆無線 LAN 整備箇所数：4 か所（R 5）
5-1	サプライチェーンの寸断等による金融機関・事業所等の機能停止、各種産業の生産力低下による経済の停滞 【脆弱性の評価】 ○商工会等と連携して、企業 B C P の策定を促進することが必要 ○被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有

を図ることが必要 ○商工業、農林水産業の生産・加工・販売施設及び機械等が被災すると経済活動が寸断され生産活動の停滞が予想されるため BCP に基づく施設整備や、耐震改修の促進など早急な対応が必要	
【現在の水準を示す指標】 BCP を策定している企業数：2 社（R 1）	

6-1	電気・燃料・ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
【脆弱性の評価】 ○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要【再掲】 ○使用可能時間が 72 時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要【再掲】 ○避難所に非常用発電機が必要 ○家庭や事業所において非常用電源施設や蓄電池の導入及び燃料の確保が必要【再掲】	
【現在の水準を示す指標】 非常用電源設備整備（ほほえみ館）（R 2） 避難所用非常発電機（各地区防災倉庫）3 箇所（R 3）	

6-2	上水道・農工業用水等の長期間にわたる機能停止
【脆弱性の評価】 ○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、高原町上下水道業務継続計画（BCP）を策定することが必要 ○上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要【再掲】 ○応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要 ○水道施設・管路の耐震化や維持管理が必要 ○水道施設の自家発電施設の整備が必要 ○水道危機管理マニュアルの見直しを行い、受援体制を整備しておくことが必要 ○家庭や事業所において飲料水の備蓄を確保することが必要 ○町（避難所を含む）において計画的な飲料水の備蓄を継続することが必要 ○物資輸送ルートの確保が必要	
【現在の水準を示す指標】 高原町上下水道業務継続計画（BCP）の策定：策定済（R 2） 上水道施設の耐震適合率：浄水施設 100%（R 1）配水施設 26.4%（R 5） 応援水道事業体受入マニュアルの策定：未策定（R 5）	

上水道管路（導水、送水、幹線配水管）の耐震化率：17.2%（R 5）
水道危機管理マニュアルの見直し：策定（H31）見直し（R 1）
町の備蓄数：飲料水 2.6 t（R 5）（高原町役場 受水槽 5.2 t、高架水槽 4 t）

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
【脆弱性の評価】	
○避難者に感染症が広まらないよう、消毒液・マスク・簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要【再掲】	
○単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進することが必要	
○し尿処理施設が被災した場合のし尿処理体制の構築が必要	
【現在の水準を示す指標】	
町における簡易トイレ備蓄数：ポータブル 5 個、パック 10,700 個（R 5）	
農業集落排水施設の機能診断実施率：100%（H24）【再掲】	
災害時し尿等の収集運搬に関する協定：済（R 1）	
合併浄化槽導入率：58.8%（R 5）	

6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
【脆弱性の評価】	
○大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要【再掲】	
○国や県と連携して主要となる道路（国道、県道、町道）及び付帯施設の改修を進めることが必要【再掲】	
○長寿命化計画に基づき橋梁の改修を図ることが必要	
【現在の水準を示す指標】	
道路啓開に関する協定の締結：0 件（R 5）	
県橋梁の健全度率：81%（R 1）	
町橋梁の健全度率：80.0%（R 5）	

7-1	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
【脆弱性の評価】	
○防火について住民への周知・啓発が必要	
○住宅用火災警報器の設置を促進することが必要	
○地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要【再掲】	

○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要【再掲】 ○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要	
【現在の水準を示す指標】 住宅用火災警報器の設置率：54%（R 5） 消防団員数：161 人（R 5）【再掲】 自主防災組織カバー率：100%（R 1）【再掲】 防災士数：39 人（R 5）【再掲】 耐震性防火水槽の設置数：2 基（R 1）	
7-2	防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生 【脆弱性の評価】 ○住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要 ○土砂災害ハザードマップの改定及び周知が必要【再掲】 ○砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要 ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要【再掲】 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要【再掲】 【現在の水準を示す指標】 土砂災害ハザードマップの策定率：策定済（R 4）【再掲】 総合防災訓練の実施：1 回（R 2）【再掲】 消防団員数：161 人（R 5）【再掲】 自主防災組織カバー率：100%（R 1）【再掲】 防災士数：39 人（R 5）【再掲】
7-3	農地、農業用施設、設備、森林等の被害による地域の荒廃 【脆弱性の評価】 ○農業水利施設の改修や補修が必要 ○農地の荒廃による被害拡大を防ぐため、農地、農業用施設等の適正な保全管理が必要 ○農地等の多面的かつ公益的な機能の維持・向上を図るため、その役割を担う中山間地域の諸活動の活性化を図ることが必要 ○鳥獣による農林業被害により耕作放棄地が増加し、農地及び森林の多面的機能の低下が予想されるため、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を講じる

ことが必要 ○造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要	
【現在の水準を示す指標】 年間造林実施面積：36.62 h a	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞することにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
【脆弱性の評価】 ○災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要 ○災害ごみの排出・処理方法について、広報・啓発を実施することが必要 ○災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要	
【現在の水準を示す指標】 災害廃棄物処理訓練の実施：年0回（R 5） 一般廃棄物処理業者等（宮崎県産業循環協会）との協定締結数：1件（R 1）	
8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、よりよい復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
【脆弱性の評価】 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要【再掲】 ○大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要【再掲】 ○災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要 ○災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要 ○有事に備え、平時より各部門の専門職の確保に努めることが必要	
【現在の水準を示す指標】 自主防災組織カバー率：100%（R 1）【再掲】 防災士数：39人（R 5）【再掲】 受援計画の策定：未策定（R 5）【再掲】 ボランティア・NPOの登録団体数：20団体（R 5）	

8-3	地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
【脆弱性の評価】 ○災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要【再掲】 ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要【再掲】 ○地域で各種災害の訓練を実施することが必要。	
【現在の水準を示す指標】 自主防災組織カバー率：100%（R 1）【再掲】 防災士数：39 人（R 5）【再掲】	

（２） 施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要

1	行政機能・消防・防災教育等
【脆弱性の評価】 (行政機能) ○大規模地震に備え防災拠点となる庁舎の耐震化もしくは、新庁舎建設を進めることが必要 ○公共施設等における耐震化及び改修又は建て替えを進めることが必要 ○大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要 ○策定したBCPの不断の見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要 ○職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要 ○使用可能時間が 72 時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要 ○ファイルサーバーのバックアップを確保することが必要 ○大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要 ○有事に備え、平時より各部門の専門職の確保に努めることが必要 (消防) ○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要 ○住宅用火災警報器の設置を促進することが必要 ○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要 (防災教育) ○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要	

- 町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要
- 家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要
- 防火について住民への周知・啓発が必要
- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要

2 住宅・都市

【脆弱性の評価】

(耐震化等)

- 住宅（町営住宅を含む）の耐震化を周知・啓発して進めることが必要
- 防災上必要な施設（公共施設等）における耐震化を進めることが必要
- 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要

(用地関係)

- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要

(その他)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道 BCP を策定することが必要
- 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要

3 保健医療・福祉

【脆弱性の評価】

(保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要
- 避難者に感染症が広まらないよう、消毒液、マスク、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要

- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進することが必要

(医療)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、国民健康保険高原病院のBCPを策定することが必要
- 国民健康保険高原病院における非常用電源（や受水槽）の整備が必要

(福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要
- 社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要
- 避難行動要支援者名簿の整備、更新及び個別避難計画の策定を進めることが必要

4 物資・エネルギー・情報通信

【脆弱性の評価】

(物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要
- 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要
- 他自治体と連携した受援計画を策定することが必要

(エネルギー)

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要

(情報通信)

- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段の整備及びそれらを用いた情報の確実かつ迅速な伝達が必要
- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要
- 県及び町の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要

- 防災拠点等に災害時に活用できる Wi-Fi 環境を整備し、緊急時の連絡・情報収集を行える体制づくりを構築することが必要

5 産業

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係期間との情報共有を図ることが必要
- 商工業、農林水産業の生産・加工・販売施設及び機械等において耐震化や非常事態の備えが必要

6 交通・物流

【脆弱性の評価】

(交通)

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要

(物流)

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要
- 空からのアクセスのためのヘリコプターの離着陸場を維持管理することが必要

7 農林水産

【脆弱性の評価】

- 農業水利施設の改修や補修を行うことが必要
- 農地等の荒廃による被害拡大を防ぐため、農地、農業用施設等の適正な保全管理が必要
- 農地等の多面的かつ公益的な機能の維持・向上を図るため、その役割を担う中山間地域の諸活動の活性化を図ることが必要
- 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地が増加し農地及び森林の多面的機能の低下が予想されるため、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を講じることが必要
- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要

8 国土保全

【脆弱性の評価】

(ハード対策)

- 砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要
- 火山噴火の噴出物の落下が予想される地区においては、退避壕等を整備、点検することが必要

(ソフト対策)

- 土砂災害ハザードマップの改定及び周知が必要
- 霧島山の住民や観光客の安全を確保するための火山防災マップや避難計画の策定、随時見直しが必要
- 霧島山の火山活動の変化に注視し、噴火の危険性がある場合は速やかに住民等に知らせる体制づくりが必要

9 環境

【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

1 行政機能・消防・防災教育

(行政機能)

- 大規模地震に備え防災拠点となる庁舎の耐震化若しくは、新庁舎建設を進める。
- 公共施設等における耐震化及び改修又は建て替えを進める。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行う。
- 策定したBCPの不断の見直しを行うとともに、BCPに基づく訓練を行う。
- 災害発生後速やかに職員を集合させるため、町庁舎周辺居住職員を活用すること、また、災害対策要員を確保するため、防災担当業務を経験したことのある職員の活用を検討する。
- 災害対策本部が設置される庁舎は耐震基準を満たしていないため、代替拠点である高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」に72時間以上確保された非常用電源設備を導入するとともに、近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結する。
- 災害発生時のファイルサーバーのデータ保持のため、バックアップを図る。
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるよう、受援計画を策定する。
- 有事に備え、平時より各部門の専門職の確保に努めることが必要

(消防)

- 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、消防団応援店舗制度を導入するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。
- 住宅用火災警報器の設置を促進するため、町民に対する啓発活動を行う。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行う。

(防災教育)

- 全ての町内自治会単位で自主防災組織を組織しているが、その組織の運営について研修を行う。
- 各自主防災組織に少なくとも1名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。
- 補助制度の活用を呼びかけるなど、住宅の耐震化について町民への啓発を行う。
- 消防本部が実施する救命講習の受講について、町民に呼びかけを行う。

- 地震から命を守る行動の一つとして、家具の転倒防止対策等について町民への啓発を行う。
- 防火について住民への周知・啓発を行う。
- 風水害などから命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について町民への啓発を行う。
- 地域や学校等で少なくとも年1回は避難訓練を実施する。

【指標】

消防団員数：161人（R5） → 170人（R11）
 自主防災組織カバー率：100%（R1）
 防災士数：39人（R5） → 50人（R11）
 出前講座実施回数：20回（R5） → 8回（R11）
 救命講習受講者数：25人（R5） → 50人（R11）
 火災による死者数：0人（R5） → 0人（R11）
 住宅用火災警報器の設置率：54%（R5） → 60%（R11）
 耐震性貯水槽設置数：2基（R5） → 3基（R11）
 災害対策本部設置・運営訓練の実施：0回（R5） → 1回（R11）
 BCPに基づく訓練の実施：年 0回（R5） → 1回（R11）
 使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入：
 一部導入（R2） → 導入済（R10）
 ファイルサーバーのバックアップ体制：未整備（R5） → 整備済（R11）
 ボランティア・NPOの登録団体数：
 20団体（R5） → 20団体（R11）

2 住宅・都市

（耐震化等）

- 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について町民への啓発を行う。
- 防災・安全交付金を活用して公営住宅等整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業を活用し町営住宅の耐震化や建て直し等を進め、防災上必要な施設においても、同様に耐震化等を進める。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 指定避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図る。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策を行う。

(用地関係)

○大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅となる用地の確保を行う。

(その他)

○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、高原町上下水道業務継続計画（BCP）を策定する。

○大規模災害発生時には、他の水道事業者からの支援を受ける可能性が高いことから、「応援水道事業体受入マニュアル」を策定する。

○災害発生後も地域の生活機能を維持していくため、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進める。

【指標】

住宅の耐震化率：77%（H26） → 80%（R11）

高原町上下水道業務継続計画（BCP）の策定：策定済み（R2）

上水道の耐震適合率：17.2%（R5） → 18.0%（R11）

応援水道事業体受入マニュアルの策定：

未策定（R5） → 策定済み（R8）

自主防災組織カバー率：100%（R1）

3 保健医療・福祉

(保健)

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。

○災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持する。

○衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。

○避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄する。

○避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておく。

○大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておく。

○単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

(医療)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、国民健康保険高原病院業務継続計画（BCP）を策定する。
- 国民健康保険高原病院における非常用電源や受水槽の整備を行う。

(福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保する。
- 社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することを促進する。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進める。

【指標】

町における簡易トイレ備蓄数：ポータブル5個、パック10,000個（R5）→ポータブル10個、パック10,000個（R11）
合併浄化槽導入率：58.8%（R5）→75.9%（R11）
国民健康保険高原病院の耐震化：済（R1）
国民健康保険高原病院における病院BCPの策定：未策定（R5）→策定済（R11）
福祉避難所指定数：10件（R5）→10件（R11）
予防接種法に基づく麻疹・風疹の予防接種率：
97.3%（R5）→98.0%（R11）
「避難所運営マニュアル」の策定：策定済（R1）
避難行動要支援者の個別計画の策定率：
0%（R5）→100%（R11）

4 物資・エネルギー・情報通信

(物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。
- 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進める。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進める。

(エネルギー)

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光等の自立・分散型エネルギーの導

入を促進する。

(情報通信)

- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段の整備及びそれらを用いた情報の確実かつ迅速な伝達を行う。
- 防災行政無線の非常用電源の設置を行う。
- 県や町の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。
- 防災拠点等に災害時に活用できる Wi-Fi 環境を整備し、緊急時の連絡・情報収集を行える体制づくりを構築する。

【指標】

備蓄指針の策定：未策定（R 5） → 策定済（R11）

物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数：

6 件（R 5） → 8 件（R11）

防災行政無線の非常用電源：未設置（R 5） → 設置済（R11）

防災行政無線のデジタル化：実施済（R 1）

公共施設、緊急避難所へ Wi-Fi 設置：4 施設 → 4 施設（R11）

5 産業

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進する。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図る。
- 商工業、農林水産業の生産・加工・販売施設及び機械等において耐震化や非常事態に対応できる対策を図る。

【指標】

BCPを策定している企業数：2 社（R 5） → 3 社（R11）

6 交通・物流

(交通)

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。

(物流)

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築する。
- 空からのアクセスのためのヘリコプター離着陸場を維持管理することが必要。

【指標】

道路啓開に関する協定の締結：1件（R 5）→ 1件（R 11）

受援計画の策定：未策定（R 5）→ 策定済（R 6）

ヘリコプター臨時離着陸場の指定数：8箇所（R 4）

7 農林水産

- 農業水利施設の改修や補修を行う。
- 農地等の荒廃による被害拡大を防ぐため、農地・農業用施設等の適正な保全管理を行う。
- 農地等の多面的かつ公益的な機能の維持・向上を図るため、その役割を担う中山間地域の諸活動の活性化を図る。
- 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地や未整備の森林が増加し農地及び森林の多面的機能の低下が予想されるため、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を講じる。
- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図る。

【指標】

農業集落排水施設の機能診断実施率：100%（R 1）

8 国土保全

(ハード対策)

- 砂防ダム等による土砂災害対策を行う。
- 火山噴火の噴出物の落下が予想される地区においては、退避壕等を整備を進める。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要となる道路（国道 221 号・223 号、県道有水高原線、県道高千穂峰狭野線、各町道）の整備・改修を進める。

(ソフト対策)

- 土砂災害ハザードマップの改定及び周知を行う。
- 霧島山の住民や観光客の安全を確保するための火山防災マップや避難計画の策定及び周知を行う。
- 霧島山の火山活動の変化に注視し、噴火の危険性がある場合は速やかに住民等に知らせる体制を整備する。

【指標】

土砂災害ハザードマップの策定：策定済（R 4）
火山に係る避難計画の策定：避難施設緊急整備計画（H23）改定（H28）
防災拠点となる公共施設の耐震化：48 箇所中 17 箇所済（R 1）

9 環境

- 災害ごみの排出・処理方法について、広報・啓発を実施する。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておく。

【指標】

仮置き場の箇所数：1 箇所（R 5）→1 箇所（R11）

※施策分野ごとの地域強靱化の推進方針に係る具体的な事業については、別紙参照

第5章 町計画の推進と不断の見直し

1 町の他の計画等の必要な見直し

町計画は、地域の強靱化の観点から、町計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、町計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、町計画との整合性を図るものとします。

2 町計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、町計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものです。このため、町計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとします。

3 町計画の不断の見直し

町計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和11年度（5年後）を目標年次としますが、必要に応じて見直すものとします。

